

すいたの地域自治のあり方 検討意見集

～平成 28 年度（仮称）吹田市地域委員会研究会のまとめ～

平成29年（2017年）3月

序 章 これまでの地域コミュニティ施策

吹田市の地域コミュニティに係る施策は、紆余曲折を経て現在に至っています。そこで本論に入る前に、今日まで本市が行ってきた主な取組について、当時の社会状況等も踏まえながら、簡単に振り返ることとします。

平成12年(2000年)4月、いわゆる地方分権一括法が施行されました。地方自治体は、憲法や地方自治法で定められているとおり、地方自治の本旨(団体自治と住民自治)に基づいて運営しなければなりません。この「団体自治」(国から独立した地方自治体が自らの権限と責任において地域の行政を処理すること)の側面が強化される改革が行われたのです。これにより国と地方の関係が上下・主従から対等・協力の関係へと大きく変わり、各自自治体の行政運営に、自主性、自立性が強く求められるようになりました。

そのような潮流に加え、急速に進む少子高齢化等による自治体財政の悪化や阪神・淡路大震災をきっかけにした市民公益活動の活発化などの社会状況の変化が生じ、多くの自治体で公共的分野における住民との「協働」を掲げ、「住民自治」(地方における行政を行う場合にその自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うこと)の側面を強化する動きが広がりました。

そうした中、本市においても「協働のまちづくり」の理念が提唱されました。その内容は、多様な地域団体や市民団体が構成されるまちづくり協議会の設立及び地域との橋渡し役を目的とした市職員の配置(地区広聴担当者制度)などにより、地域と協働でまちづくりを進めようとするものでした。

しかしながら、まちづくり協議会設立のメリットが明らかでないことなどから、議会や地域の理解が十分に得られず、関連条例案は撤回、まちづくり協議会の結成も5地域にとどまり、その後の活動もほとんどが活発とは言い難いものでした。また、地域担当職員の配置は、地域・職員双方に混乱を招くことにもなりました。この間、審議会等の意見も聴取しながら取り組みましたが、協働のまちづくり事業は手詰まりの状態にあったのです。

【表1】吹田市の地域コミュニティに係る主な取組①

年 月	内 容
平成14年(2002年)3月	まちづくり市民参加条例議会提案(同月撤回)
平成17年(2005年)6月	初のまちづくり協議会結成
平成17年(2005年)9月	地域との協働によるまちづくりに向けて(指針)策定
平成18年(2006年)度	地区広聴担当者制度導入
平成19年(2007年)11月	地域コミュニティ検討市民会議の設置(～21年3月)
平成21年(2009年)3月	地域コミュニティ推進計画 Ver.1 策定
平成21年(2009年)4月	地域コミュニティ推進市民会議の設置(～23年3月)
平成22年(2010年)3月	みんなで支えるまちづくり条例議会提案(同月撤回)
平成22年(2010年)度	地区広聴担当者制度休止

平成 23 年（2011 年）、新たな市政が誕生すると、名古屋市地域委員会をモデルとした地域自治組織の設立が政策課題となりました。これは組織の代表を選挙（住民投票）で選び、組織には一定の権限と財源を移譲し、地域のことは地域で決めるシステムを構築するというものでした。このような自治組織の設立は、前述した「協働」の理念の浸透に加え、市町村合併の推進や地域自治区の法整備等の要因も重なり、全国的に増加しつつありました。

同年 11 月、市は、学識経験者や公共的団体の代表、公募市民等で構成する（仮称）地域委員会研究会を設置し、本格的な議論を始めました。1 期 2 年の研究会で出された意見は、①組織構成は既存組織を基本とすること②代表の選出は選挙以外の手法を考えること③それぞれの地域に合った制度設計をすること、など吹田市の地域の特色を踏まえたものでした。それらを取り入れた形で平成 26 年（2014 年）5 月、関係部長級等職員で構成する（仮称）地域委員会検討・推進会議において（仮称）地域委員会モデル実施基本方針を策定し、翌年にはモデル実施の制度設計を固めました（図 1 イメージ）。その内容は、（仮称）地域委員会の認定要件として、一定の構成員を包摂していれば既存の組織（自治団体協議会等）でよいものとし、課題である民主性の担保は、選挙の仕組みによるのではなく、住民誰もが意見を言える開かれた総会の設置や情報公開の徹底などを義務付けるものでした。また、権限と財源は地域が選択できるとしながらも、事前にその用途について行政の審査を受けなければならないとし、公正性を確保していました。

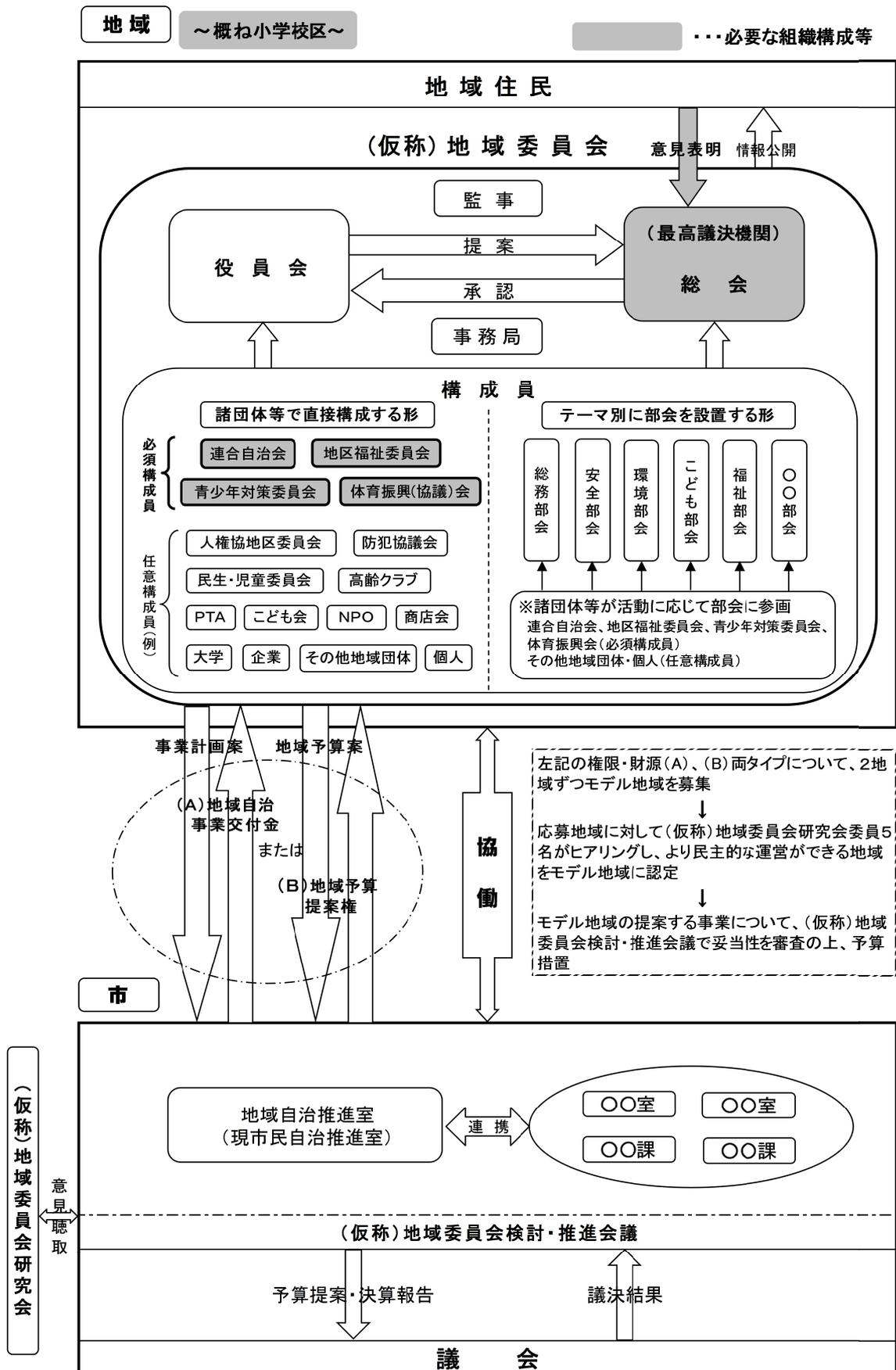
平成 27 年（2015 年）、再び市政が交代すると、モデル実施を前提としたスケジュールに追われるのではなく、本市にとって本当に望ましい地域自治のあり方について議論を深めるため、モデル実施は中止し、引き続きこれまでの議論を活かしつつ課題を検討することとなりました。中止の背景には、現状で（仮称）地域委員会を設立し、地域の権限を拡大することは、地域に過度の責任を負わせ、行政の責任を自ら後退させることにつながるのではないかなどの考え方があります。

その後、研究会と市長との意見交換の中で、研究会から地域の抱える課題等を把握するためのアンケート調査が提案され、平成 28 年（2016 年）1 月、地域諸団体に対し、実施しました。その結果等を参考にし、平成 28 年（2016 年）度に研究会において吹田市にふさわしい地域自治のあり方を議論することとなったのです。

【表 2】吹田市の地域コミュニティに係る主な取組②

年 月	内 容
平成 23 年(2011 年) 6 月	(仮称)地域委員会の設立が政策課題となる
平成 23 年(2011 年) 7 月	(仮称)地域委員会検討・推進会議の設置
平成 23 年(2011 年)11 月	(仮称)地域委員会研究会の設置
平成 25 年(2013 年)12 月	(仮称)地域委員会研究会検討意見集(第 1 期)作成
平成 26 年(2014 年) 5 月	(仮称)地域委員会モデル実施基本方針策定
平成 27 年(2015 年) 3 月	(仮称)地域委員会モデル実施ガイドブック (案) 作成
平成 27 年(2015 年) 6 月	(仮称)地域委員会モデル実施が中止となる
平成 28 年(2016 年) 1 月	地域の自治組織についてのアンケート調査実施

【図1】(仮称)地域委員会モデル実施(イメージ)



第1章 地域の自治組織の現状と課題

吹田市にふさわしい地域自治のあり方について、（仮称）地域委員会研究会の意見を聴取するに際し、改めて地域自治組織の現状を以下のとおり市民自治推進室からお示しました。なお、“地域”の範囲は、これまでの経過どおり概ね小学校区としています。

吹田市における地域は、旧市内とニュータウンとで大きな差異があるだけでなく、大学のある地域、工場・事業所が集積している地域など特色があり、それぞれに歴史があります。また、表3に示すとおり人口構成等においても顕著な違いが見られます。

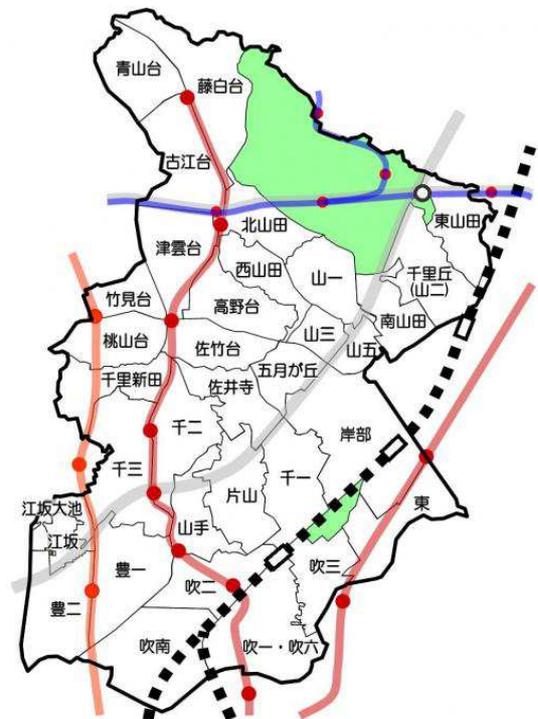
【表3】小学校区の人口構成等の比較（千里丘北小学校区を除く）（平成27年(2015年)度）

	平均年齢	年少人口比率 (14歳以下)	老年人口比率 (65歳以上)	一世帯当 たり人数	自治会 加入率
最高	51.0歳	21.7%	36.2%	2.8人	85.2%
最低	36.6歳	8.7%	12.6%	1.8人	19.4%
平均	43.3歳	14.3%	22.8%	2.2人	52.4%

このように地域には多様性が見られますが、地域の行事などは市内に34地域ある連合自治会（図2）が中心となり、福祉委員会や青少年対策委員会、体育振興（協議）会など地域諸団体の意見を聞きながら、行っている実態があります。

地域の自治組織の運営形態について整理するために大きく分けるとすれば、右ページ（図3）のように①連合自治会主導型、②連合自治会+協議会（実行委員会）併設型、③協議会型があります。

平成20年（2008年）に地域へ聞き取り調査を実施した結果では、①がおおよそ18地域、②がおおよそ10地域、③がおおよそ6地域となっていますが、現在では別にまちづくり協議会等を結成している地域などもあり、三つの類型に当てはまらない地域も少なくありません。またこの分類は、地域団体の役員間でも捉え方に差が見られることから、正確な調査自体が困難なほど各地域の運営形態は様々であると言えます。

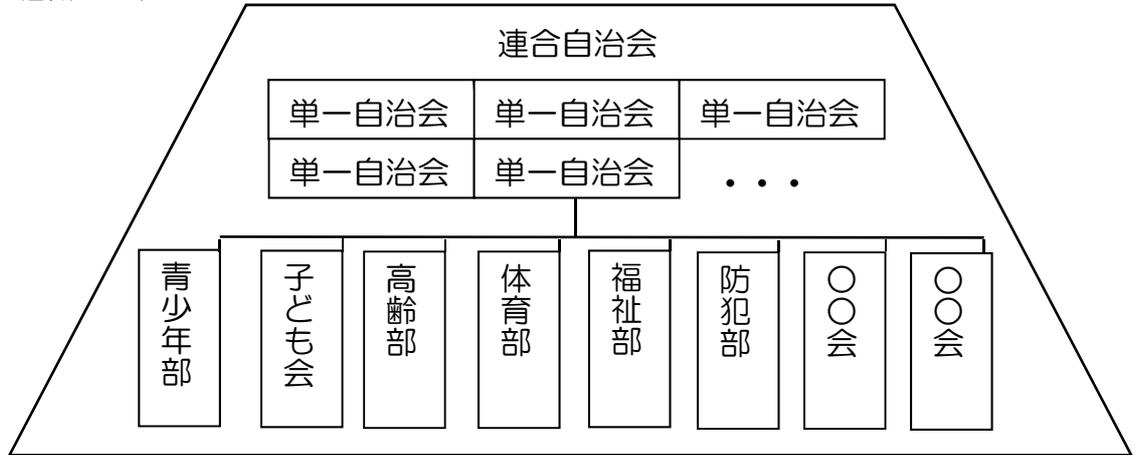


【図2】連合自治会区域

【図3】地域の自治組織の運営形態（例）

① 連合自治会主導型

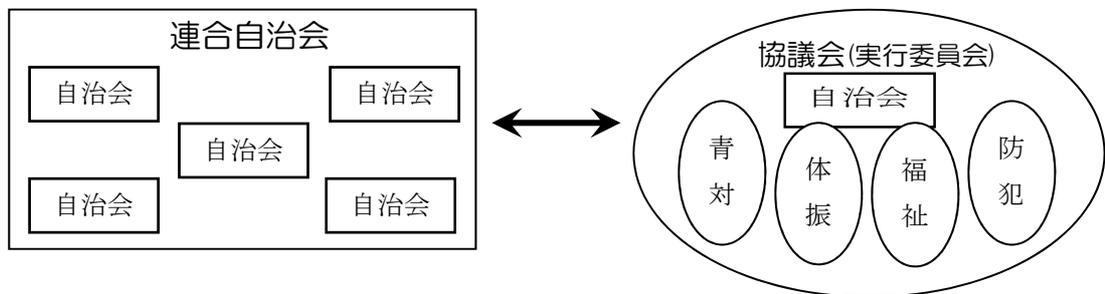
単一自治会を構成団体とする連合自治会で、活動に応じて部会のような形を組織したケース



② 連合自治会+協議会（実行委員会）併設型

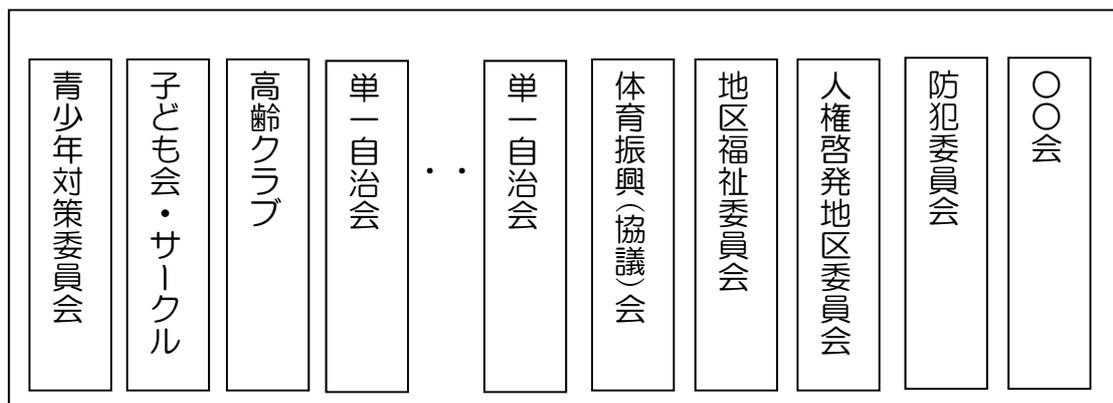
単一自治会を構成団体とした連合自治会で、体育祭や納涼大会の運営等のために各諸団体を組み入れた協議会（実行委員会）組織を併せ持ったケース

体育祭・納涼大会・フェスティバル開催時等



③ 協議会型

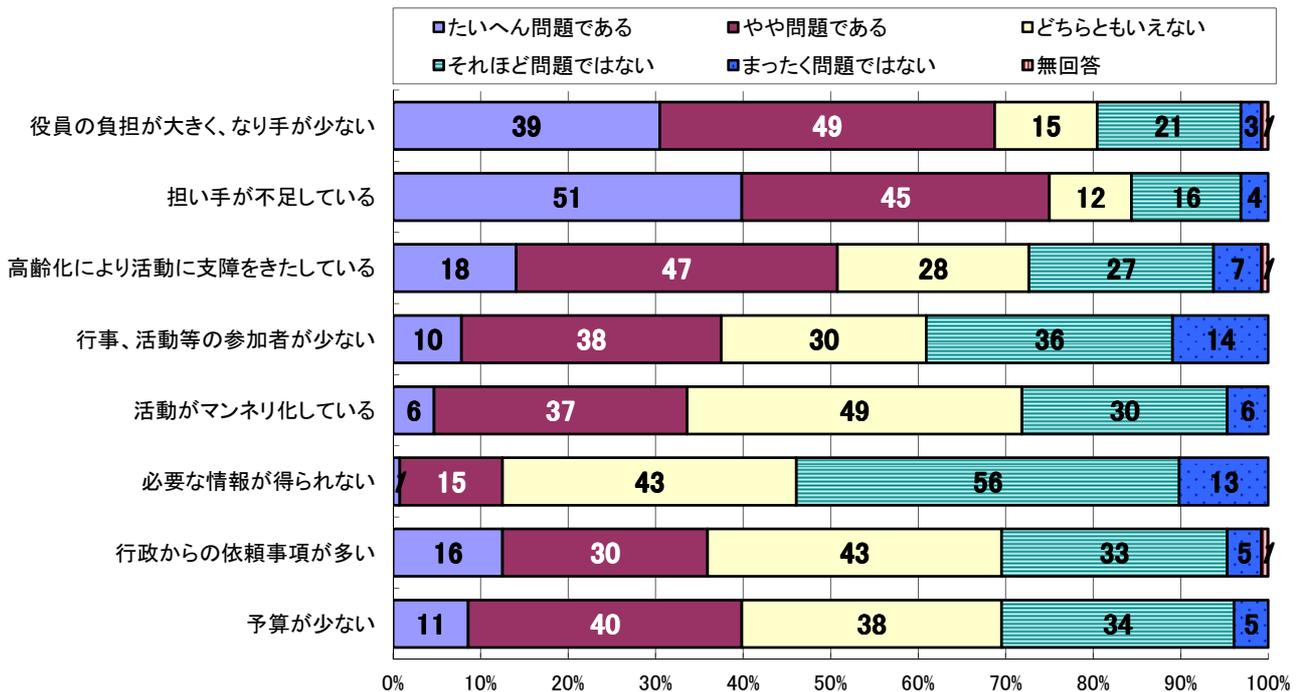
常時、諸団体も含めた協議会組織で運営されているケース



地域の自治組織の課題等については、平成28年（2016年）、研究会が吹田市にふさわしい地域自治のあり方を検討する基礎資料とするため、連合自治会（34）、福祉委員会（33）、青少年対策委員会（32）、体育振興（協議）会（33）の長にアンケートを実施しました（地域の自治組織についてのアンケート調査報告書）。

その中で、地域の課題と考えられることを研究会で挙げ、当該団体においてどの程度「問題」と感じられているかを調査したところ、「たいへん問題である」と回答した課題は、上位二番までの順に「担い手が不足している」が39.8%、「役員の負担が大きく、なり手が少ない」が30.5%でした。

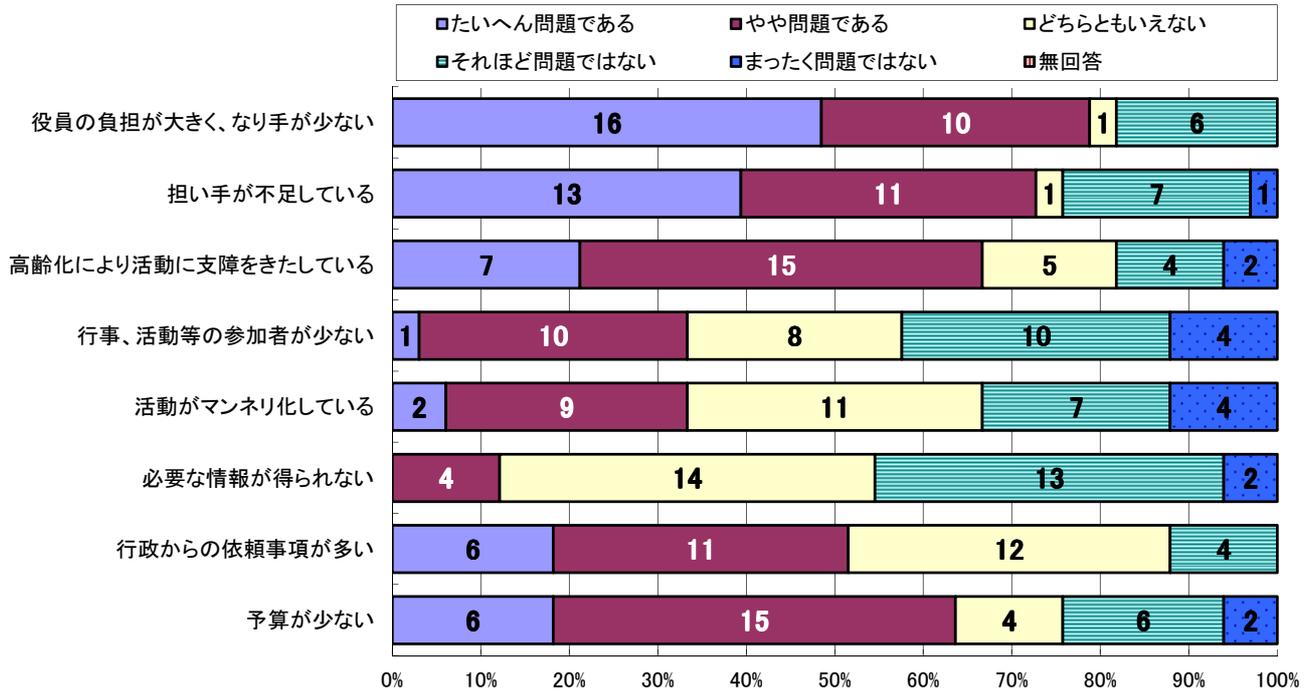
【表4】地域の自治組織の課題認識(4団体合計(n=128))



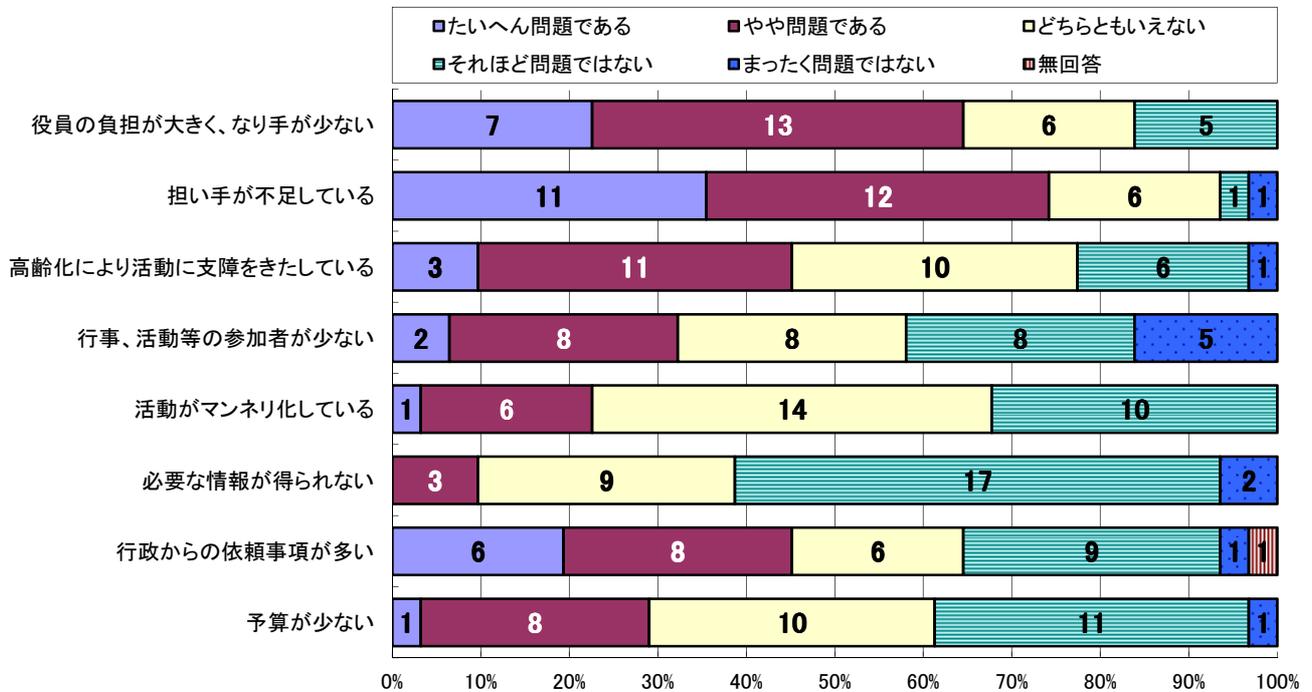
4団体別に見ても、連合自治会（表5）で「役員の負担が大きく、なり手が少ない」48.5%、「担い手が不足している」39.4%、福祉委員会（表6）で「担い手が不足している」35.5%、「役員の負担が大きく、なり手が少ない」22.6%、青少年対策委員会（表7）で「担い手が不足している」29.0%、「役員の負担が大きく、なり手が少ない」19.4%、体育振興（協議）会（表8）で「担い手が不足している」54.5%、「役員の負担が大きく、なり手が少ない」30.3%と、パーセンテージに差はあるものの各団体とも「活動の担い手不足・役員のなり手不足」を最も大きな課題と認識されています。また、アンケートではその他の課題として自由記述で回答を求めましたが、多くは上記の課題の細分化したものや具体的な事例を挙げた記述が目立ちました。

アンケート結果から課題を分析すれば、10 ページ（図4）のように、「活動の担い手不足・役員のなり手不足」を中心にそれぞれの課題が関連している現状が読み取れます。

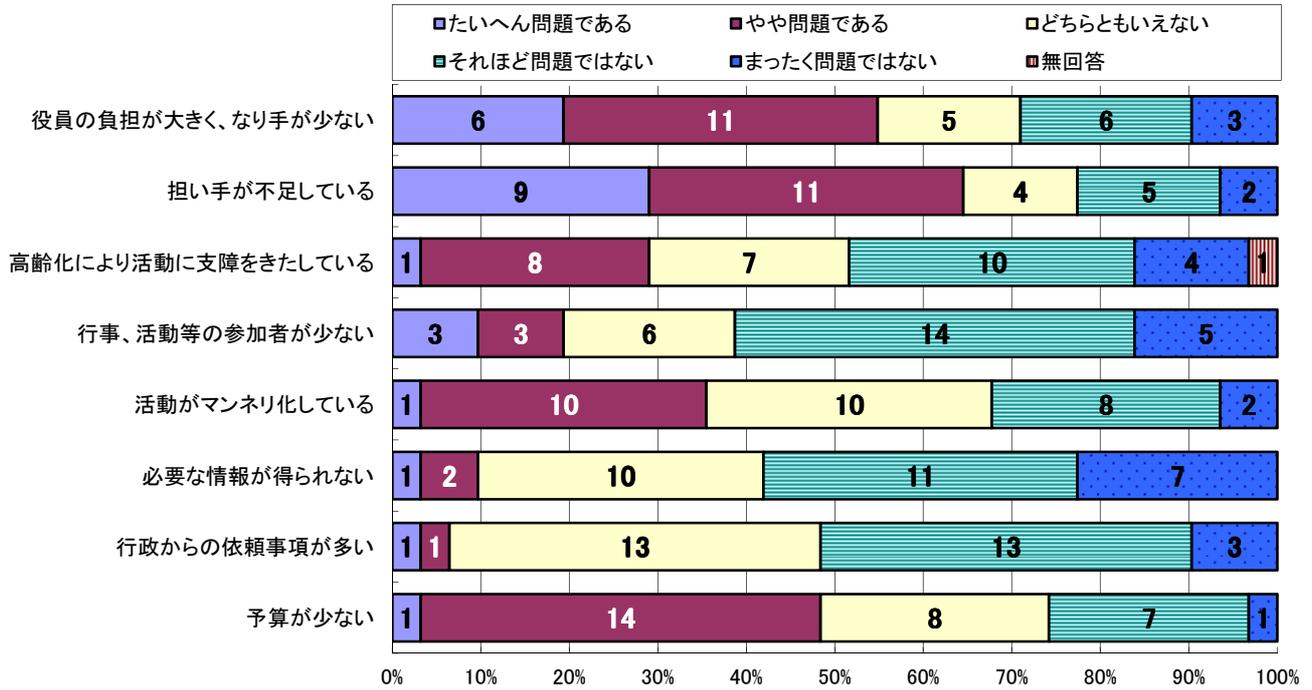
【表5】 連合自治会の課題認識 (n=33)



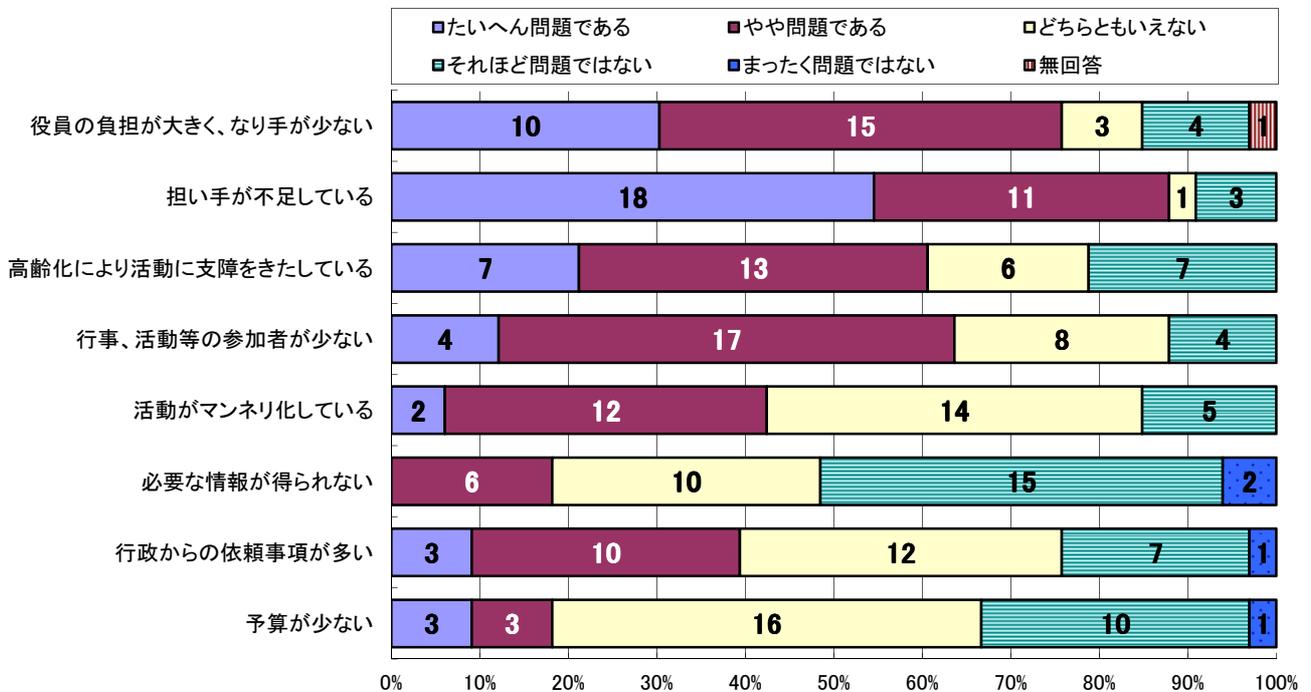
【表6】 福祉委員会の課題認識(n=31)



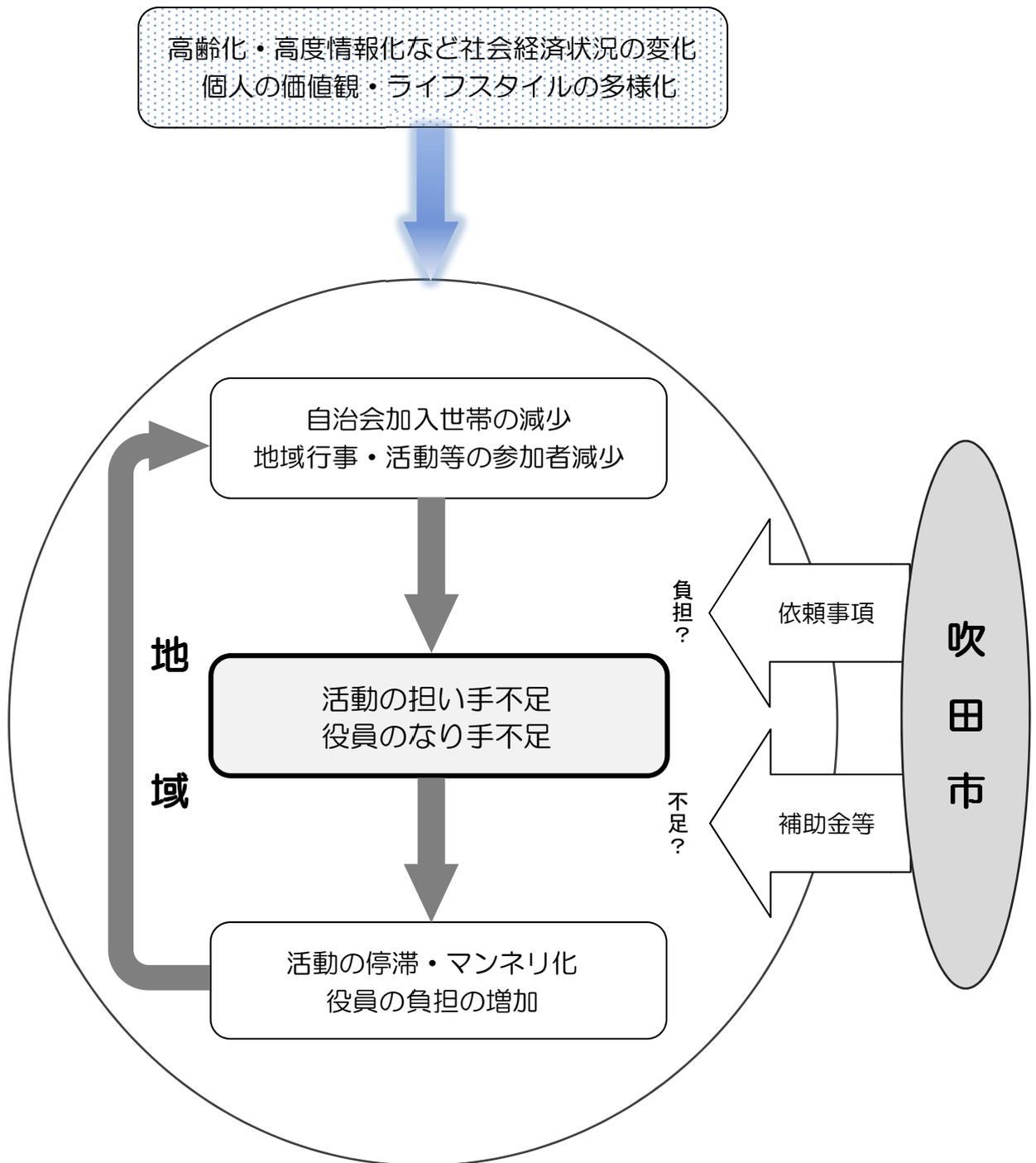
【表7】 青少年対策委員会の課題認識 (n=31)



【表8】 体育振興(協議)会の課題認識(n=33)



【図4】地域の自治組織の課題



第2章 課題解決に向けた（仮称）地域委員会研究会の意見

第1章で述べたとおり地域の自治組織が抱える課題の多くは関連していますので、課題別に分けて解決策を挙げるよりも、解決に向けて誰がどう動けばよいかという視点で研究会にご意見をお伺いし、参考データとともに記載しました。

A 個々の地域団体でできること

1. 単一自治会長の一年交代を見直す

地域の活動は、経験が積み重なって活発化するが、自治会長が一年交代のところはほとんどなので、中身の濃い活動がなかなかできない。

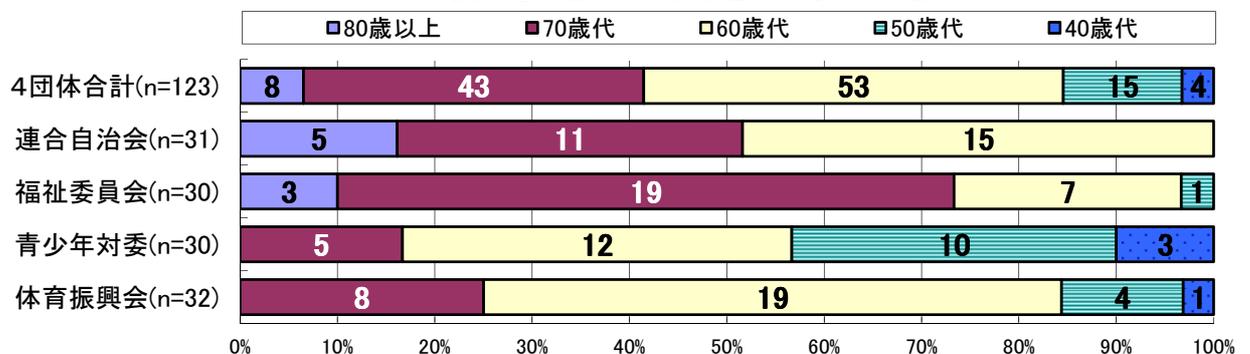
ただ、一年交代だから会長を引き受ける人がいるのも事実である。

2. 団体のトップの在任期間が長くなりすぎないようにする

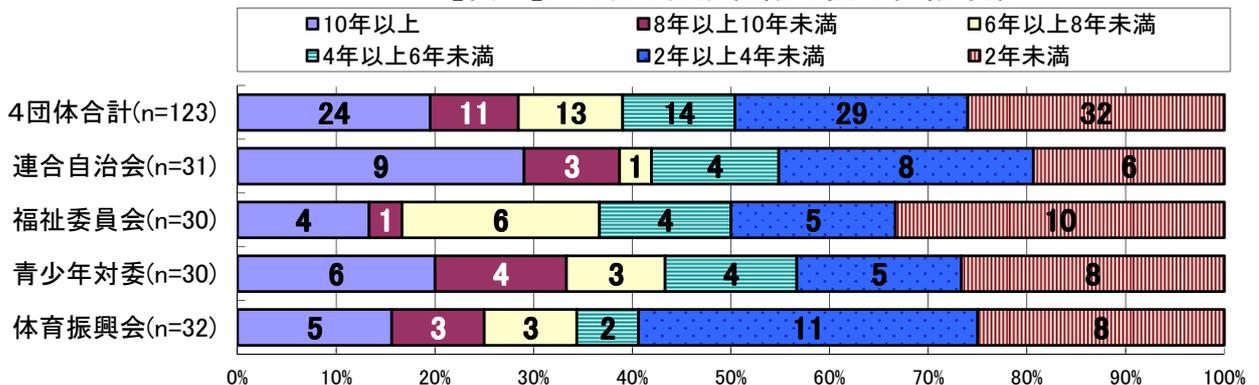
一年交代も問題だが、いつまでもトップが変わらないことも問題。組織の若返りができず、一部の人が独善的に地域を牛耳っているところもある。団体によって再任制限の規定がなかったり、あっても守られていない現状もある。

ただ、リーダーの大変さなどから後任が見つからず、辞めたくても辞められないケースも多い。団体内で役割分担することが不可欠である。

【表9】地域の自治組織の長の年齢



【表10】地域の自治組織の長の在職年数



(地域の自治組織についてのアンケート調査報告書)

3. 団体のトップを経験のない方に入れ替える

組織がしっかりしていれば専門的なトップリーダーは要らないという考え方もある。組織を革新していくにはそういった挑戦も必要。

4. リーダーが率先して動く

素晴らしいと感じる組織は、リーダーがしっかりしている。基本的に地域のボランティア活動は背中では引張っていくものなので、リーダーの姿勢が大事である。リーダーの汗をかく姿を見れば手伝ってくれる人が必ず来て、協力が広がり、次世代の人材が集まる。

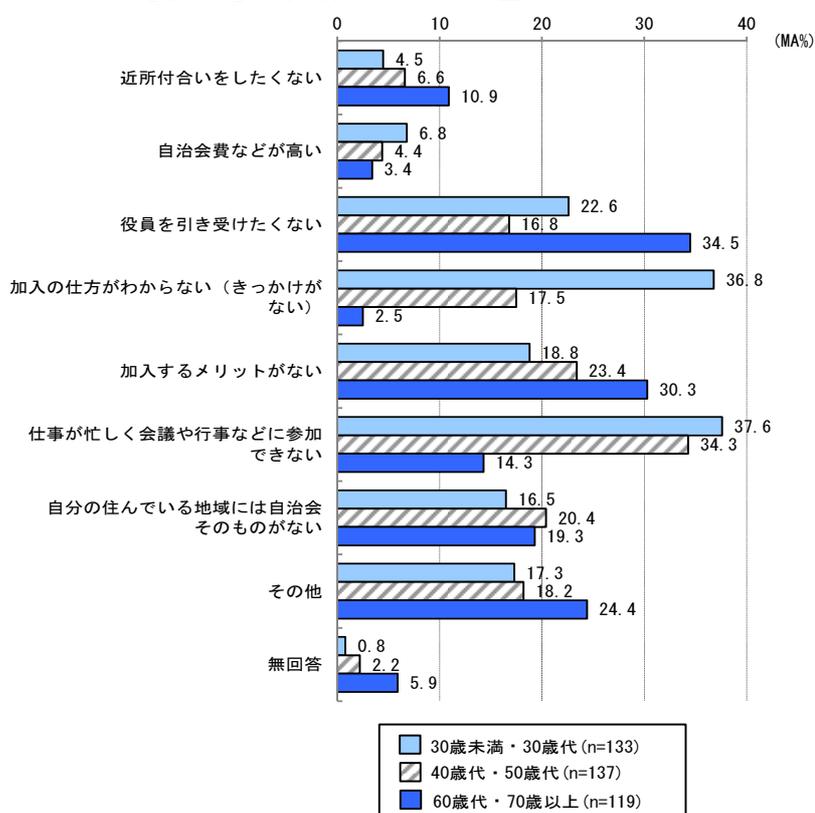
5. 楽しいことを入口に新しい人材を集める

ある地域では 30、40 代の女性の方々を楽しいことから誘い、参加していただいている。入口は楽しい趣味のことから始め、先輩たちがいろいろレクチャーしながら、新しい人材を発掘していくことも必要。地域で後継者が育たないのは、そこにいてよかったとか、楽しいと実感できるものが減っているからだと思う。

6. 活動の担い手側のハードルを下げる

自治会に入らない方の本当の理由は、参加したくても、ゆくゆく担い手側に回らないといけなくなるのが嫌だからというものもある。担い手が少なく大変だと分かっているから入らない人も多く、そのあたりのハードルを下げる方法も必要。

【表 11】自治会未加入の理由 (n=392)



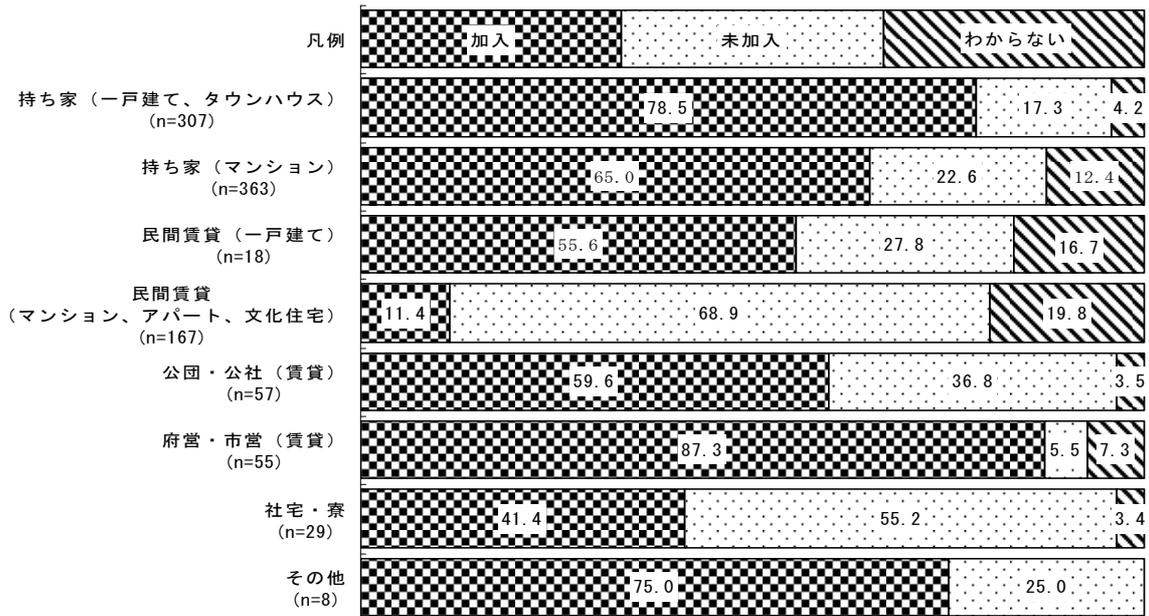
(平成 28 年(2016 年)度 吹田市市政モニタリング調査報告書)

7. 自治会自身で加入促進に努める

例えばマンション開発業者に対し、自治会自身で加入を強くアピールすることも必要。

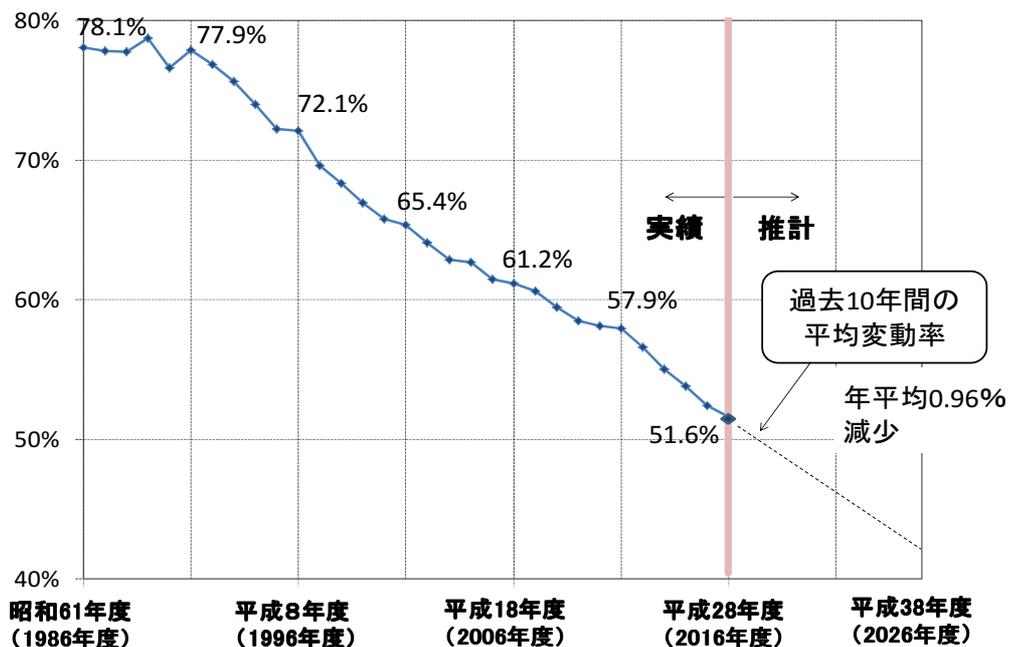
ただ、地域のことはしたくないからマンションを選んだ人も多く、また最新のマンションでは当初からコミュニティ機能や防災機能が充実しており、旧来の自治会のしくみをそこに持ち込む必要があるのかも考えないといけない。

【表 12】住居形態と自治会加入率 (n=1, 092)



(平成 24 年(2012 年)度 吹田市市政モニタリング調査報告書)

【図 5】単一自治会加入率



B 他の地域団体と連携してできること

1. 住民の意見を広く聞き、連合自治会単位の行事を再構築する

本当に市民が楽しんでいるか、市民の求めている行事になっているか、疑問に感じるところがある。地域団体の役職に就いていない市民（小学生から後期高齢者まで）の幅広い意見を聞き、再構築する時期に来ている。

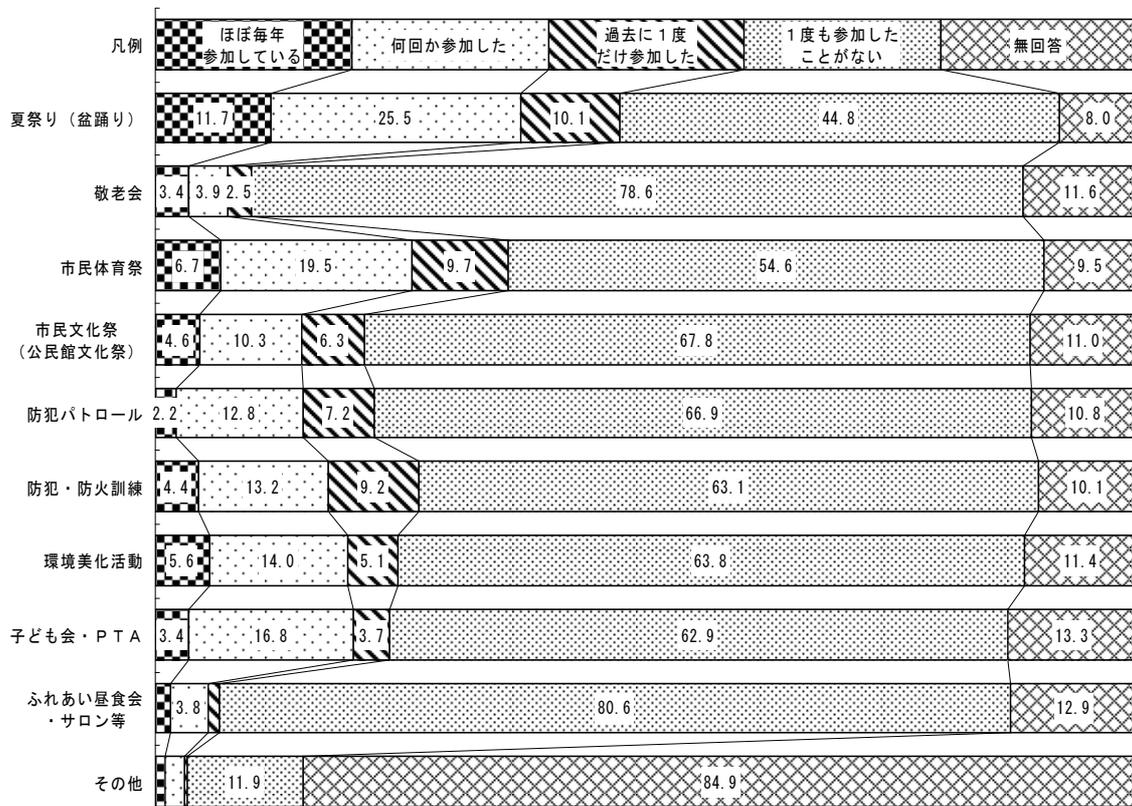
2. 団体間で話し合い、行事の棚卸しをする

どういう組織がどれだけのことをやってきたかを持ち寄り、今後それだけ必要か、重ねられること、やめられることはどこかを議論してまとめ、その行事を中心にすると組織も棚卸しできる。行事は地域一丸でやるべきことと、楽しいことでやりたい人がやれることと大きく二つある。その整理ができれば次に進める。

3. 連合自治会単位とその他の行事とのバランスを考える

自治会の加入率が低下し、単一自治会の活力が衰えている一つの原因は、連合単位での行事が確立しすぎているからと思う。昔は市全体の行事がなく、単一自治会手作りで行事をしていたのでコミュニケーションも取れ、行事の参加者も多かった。そのあたりのバランスを考えることが必要。

【表 13】 地域活動への参加状況 (n=1, 092)

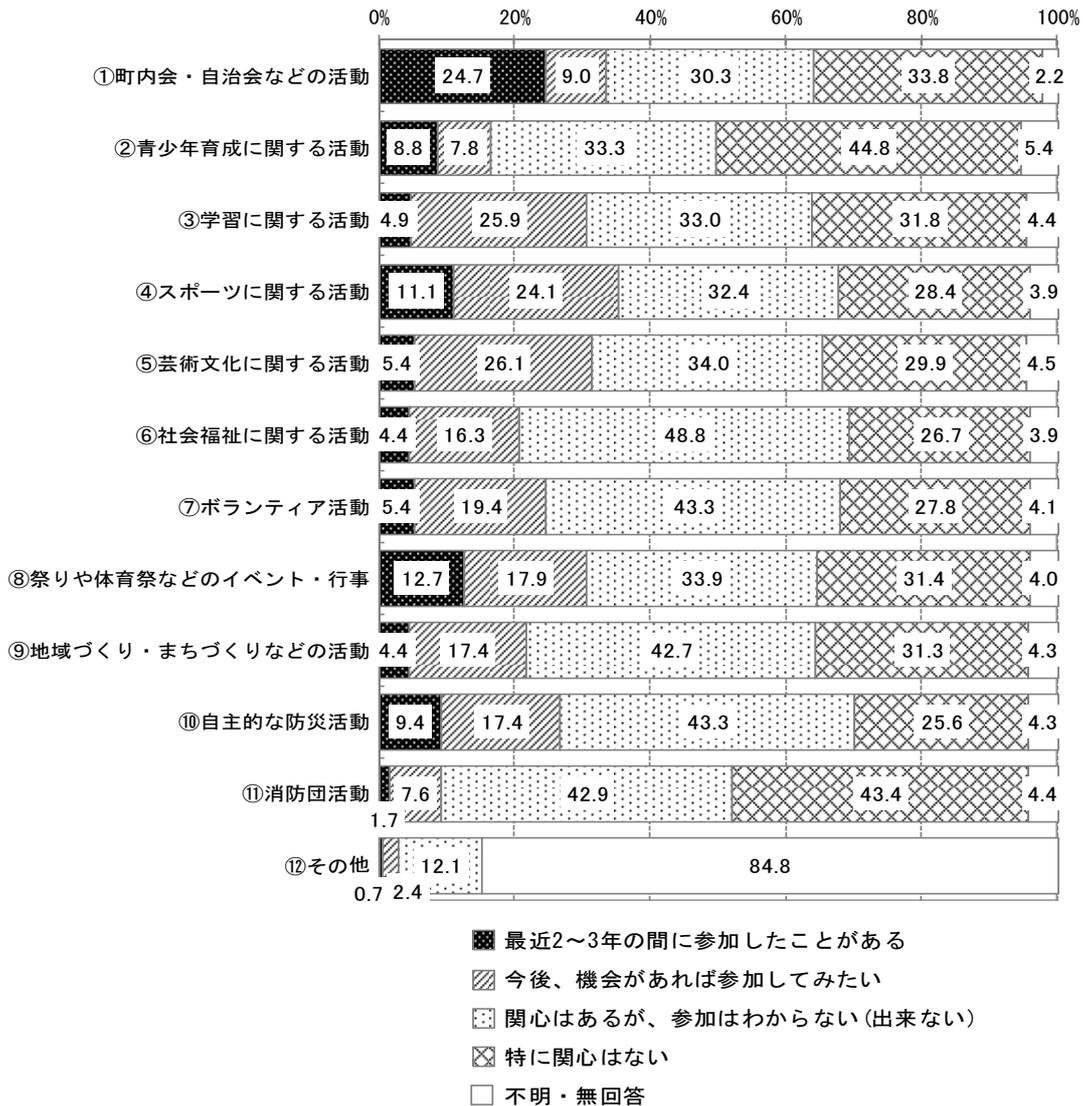


(平成 24 年(2012 年)度 吹田市市政モニタリング調査報告書)

4. 地域活動に関わりたい人をうまく誘って地域が連携する

学生など地域活動に積極的に関わりたいという層が出てきている。そういう人たちの参加によって地域全体がうまく連携することを考えるべきと思う。彼らに話を聞くと、地域で活動したいけれど機会がない、親世代が役員をされていて子世代に関わるチャンスが回ってこないようなので、そこをどう開くかもポイントである。

【表 14】 地域活動への関心度 (n=1, 193)



(平成 26 年(2014 年)度 吹田市市民意識調査報告書)

5. 地域住民が話せる場をつくる

情報共有ができていないところが多い。一生懸命している人がいても、はたから見ると何をやっているのかわからないという方が大半と思う。役員だけでなく地域に住む人たちが集まり、いろんなことを話せる場、意見を聞ける地域総会のようなものがあると、自分の住むまちが分かって愛着も沸き、次に進める。

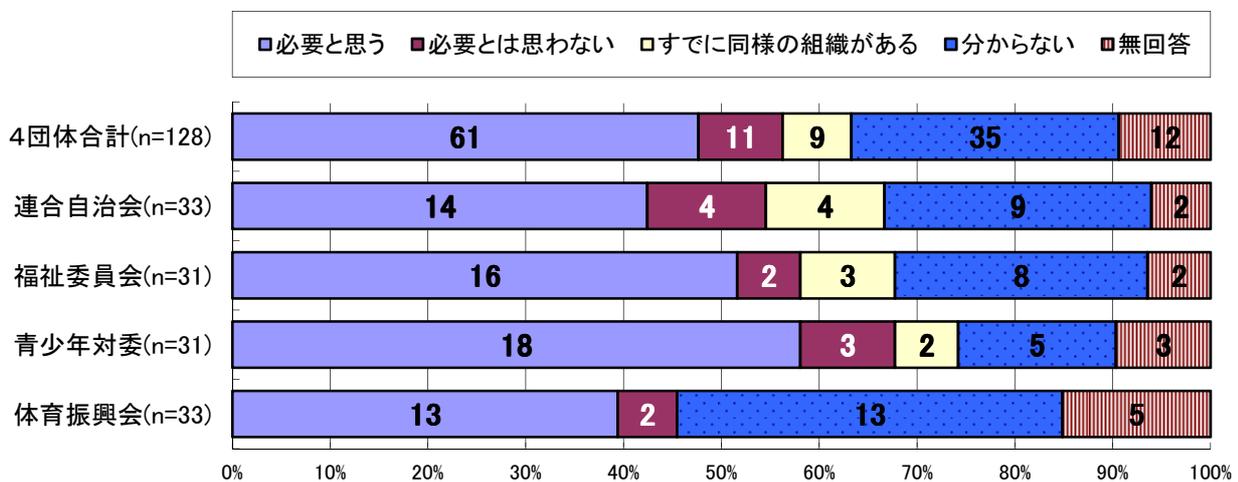
6. 地域で考える仕組みをつくる

自分たちの地域にとって何が大事かの議論がなされていない。回覧板にしても行事にしても、必要なものと必要でないものは各地域で違うかもしれない。はっきり行政に対し、「いる」「いない」を言うためにも、地域が話をして考えないといけない。

7. 地域の活動がさらに良くなるよう、まちづくり協議会等の設立も考える

まちづくり協議会等と既存団体との関係は3つのタイプ、①既存団体を束ねる統合型②既存団体が担えなかったところを埋める補完型③既存団体が円滑に活動できるように支援する支援型がある。すべての協議会が同じ動きをしなくてよいと決め、地域により良い形で設立するのも手である。

【表15】常設のまちづくり組織の必要性



※常設のまちづくり組織……地域課題の解決を目指し、概ね小学校区単位で自治会等の複数の住民組織やNPO・企業・大学等が活動する協議会

(地域の自治組織についてのアンケート調査報告書)

C 行政ができること

1. まちづくり協議会等を地域が設立する際は支援する

地域の自治の問題だから地域に任せている市があるが、まちづくり協議会等の設立当初にもう少し市の応援が欲しかったとの声を聞く。市側がどういう形で一緒に新しい仕組みを立ち上げるのかという支援体制を議論しないと、地域の問題だけが出てくることになる。市がどう関わるかがかなり重要な問題である。

2. 地域で決めたことは応援するシステムをつくる

地域が話し合って考えた上で決めたことは、行政はとにかく応援するシステムをつくるのが本来（仮称）地域委員会ですべきことだったと思う。

3. 運営に問題のある地域には行政から意見を言えるような仕組みをつくる

地域の人同士はなかなか本音を言いにくいものである。一部の人たちによる独善的な地域運営を防ぐには、行政が監査役として関わり、地域の人が言いにくいことを行政から言えるようにしておくことも一つの方法である。

ただ、任意の地域団体に対し、行政から口を出しにくい面もある。

4. できるだけ地域が自由に活動できるようにする

地域諸団体では、自由な発想で活動する余地が生まれにくくなっている。最近の傾向はどこの地域の行事も似たり寄ったりの内容で、行政が決めた枠の中で地域が縮こまっているように感じる。行き過ぎた監視や締め付けがあるのならなくすことが必要。

5. 地域への回覧依頼を厳選する

行政は地域への回覧板を安易に回すところがあるので、厳選すべきである。回覧依頼がなくなればその分地域の活動に専念できる。

ただ、地域としても情報は必要であり、回覧を通して会員同士のコミュニケーションが図られる面もある。

6. 地域活動に関する情報提供を工夫する

個人として地域に関わりたいと考えている人が容易に参加できるよう、地域や市の窓口を明らかにするなど必要な情報をわかりやすく提供する仕組みをつくる。また、地域を身近に感じてもらうために地域団体の活動を市報すいた等で紹介することも必要。

7. 行政職員及び地域住民のファシリテート能力を向上させる

行政と地域、また地域内の会議等を円滑に進めるためには、行政職員及び地域住民双方にファシリテート能力が求められる。行政はそうした人材を育てるような取組が必要。

8. 地域で活躍できる人材を育成する

個々の地域団体による人材育成が難しく、他の団体と連携してもできる状況にはないので、行政が担うべきである。例えば会計や広報等のスキル、ノウハウが全地域で共有され、どの地域でも最低限のことがクリアできるよう、現在、講座等を実施している市民公益活動センターをさらに支援するとともに、行政自ら地域のまちづくり支援を生涯学習（社会教育）事業の中に位置付け、実施されたい。

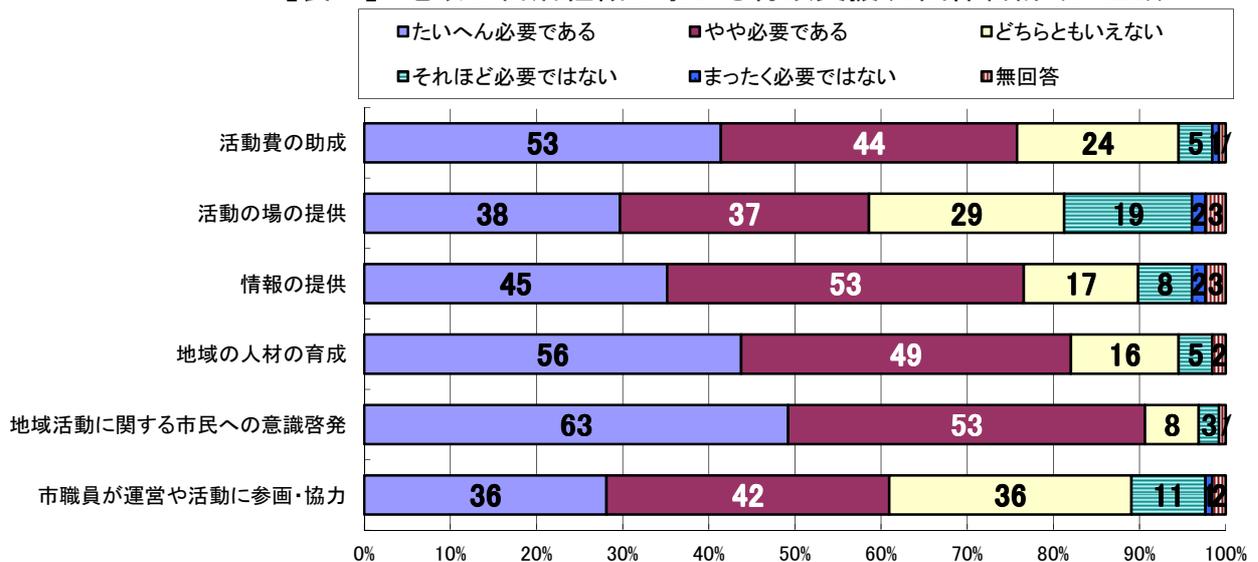


市民公益活動センター(千里ニュータウンプラザ6階)

9. 今何が地域で問題になっているかを把握して支援する

行政の支援のあり方も一つの重要なポイントで、行政の縦割りによる補助金の支出が地域の支援になっているのかということが（仮称）地域委員会の議論の発端だった。行政が地域を支援していく時に、どういう支援がいいのか、今の何が問題なのかを押さえることが必要。

【表16】地域の自治組織の求める行政支援(4団体合計 (n=128))



(地域の自治組織についてのアンケート調査報告書)

第3章 (仮称) 地域委員会研究会が考える

これからの「すいたの地域自治」

この章では、これからの「すいたの地域自治」のあるべき姿と、その実現に向け何をすべきかについて研究会のご意見をお伺いし、市民自治推進室で整理しました。

研究会の考え方

地域と市は、地域自ら地域のことを考え、自らの手で治める「**地域自治の確立**」を最終目標に置かなければならない。その点、市から地域に一定の権限と財源を付与し、地域自ら課題を解決する(仮称)地域委員会制度の方向性は誤りではなかった。しかし各地域が「活動の担い手・役員のなり手不足」の問題を抱えていることを考えると、まずは「**地域ネットワークの構築**」から始め、地域が協力して小さなことから課題を解決する成功体験を重ね、地域力をさらに高めた上で、「**地域自治の確立**」に向けた取組を行うべきである。

地域ネットワークの構築

社会状況や地域の特性を踏まえ、以下の三つを活動原則とし、各地域が地域内だけでなく市及び地域活動支援者(以下「市等」)とつながることで吹田市の「地域力の向上」を図る。

三つの活動原則の遵守

自由に!

地域は各々に歴史と特性があるので、自由にその地域に合った活動方法を自ら考え、自らの責任で行う。市等は全地域一律ではなく当該地域の実情に合わせた支援及び情報の提供を行う。

楽しく!

地域活動は大変だが、乗り越える楽しさもある。人を集めるためには、活動を楽しむ工夫や楽しい行事を取り入れることも必要。地域と市等はそうした事例を共有し、他地域にも広める。

無理せず!

社会状況の変化で市民は多忙であるので、地域の会議や行事を見直すなど無理のない範囲で活動する。市等は地域に負担を掛けないよう留意しつつ、地域運営のスキルアップを支援する。

四つのつながりの強化

“団体”のつながり

吹田市では連合自治会が中心となり、諸団体の意見を聴きながら地域運営を行っているが、さらに多くの団体等が地域の意思決定に参画できるよう「協議の場」を充実させる。

“個人”のつながり

地域に関心のある人たちが、個人としての立場で気軽に参加して地域のことを語り合える、地域の意思決定の場とは別の井戸端会議をイメージした「対話の場」を設ける。

“地域”のつながり

地域で実際に活動されている人たちに、「協議の場」「対話の場」双方に参加いただくなど“団体”と“個人”がつながり“地域”全体がより強くつながるよう取り組む。

“吹田”のつながり

市等はそれぞれの強みを生かして地域を支援するとともに各地域と連携を密にすることで、“吹田”全体で情報を共有できるようにし、ネットワークの相乗効果を図る。

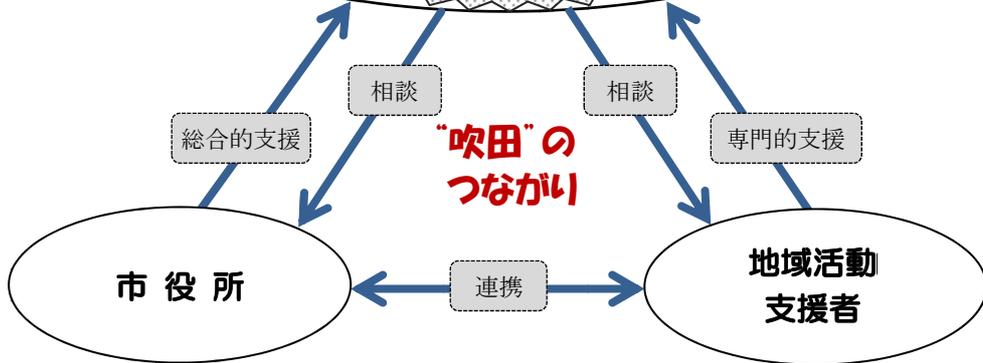
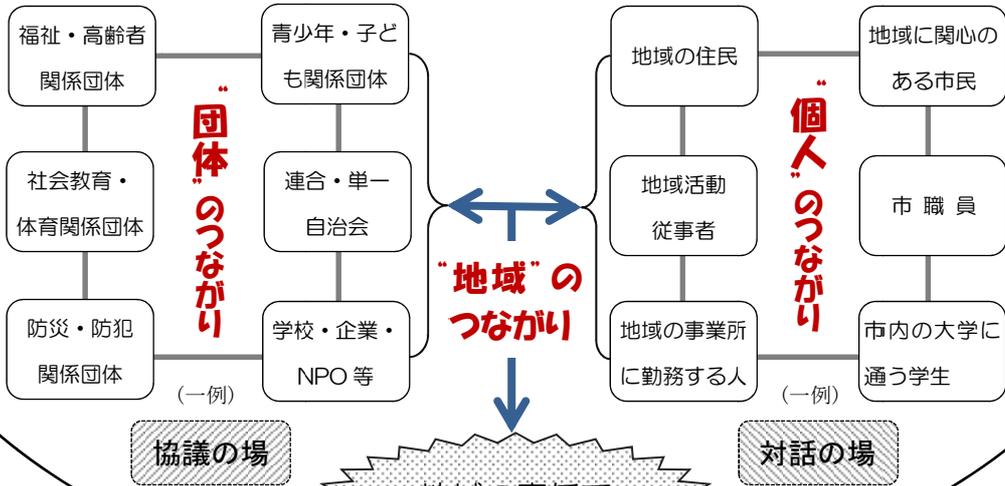
【イメージ図】

1st
ステージ

地域ネットワークの構築

地域 (概ね小学校区)

自由に、楽しく、無理せず、活動！



市民公益活動センター
ボランティアセンターなど

目標

地域力の向上

2nd
ステージ

地域自治の確立に向けた取組

最終
目標

地域自治の確立

おわりに

吹田市では平成19年（2007年）1月から自治基本条例を施行し、市民自治の推進に取り組んでいます。

（仮称）地域委員会研究会でご議論いただいた、あるべき地域コミュニティの姿や市の地域支援策は、市民の福祉や安心安全にも関わる大きな課題であるとともに、まさに市民自治の核心にあるものと考えています。

このたび研究会から、吹田市にふさわしい地域自治のあり方について、様々な角度からいただいた貴重なご意見を「検討意見集」にまとめました。これをもって研究会は、一定の役割を果たしたものとして平成28年度（2016年度）末で終了いたしますが、以後の議論は自治基本条例に基づき設置されている「市民自治推進委員会」に引き継がれ、吹田の市民力・地域力の強化に欠かせないこの重要課題について、更に深く検討を重ねてまいります。

末尾になりましたが、公私ともにご多忙の中、研究会委員を快くお引き受けいただき、ご意見、ご助言を賜りました皆様方に、心から厚く御礼申し上げます。

平成29年（2017年）3月

吹田市市民部市民自治推進室

【參考資料】

第2期（仮称）吹田市地域委員会研究会委員名簿

平成28年（2016年）度

役職	委員枠	委員氏名	所属等
会長	学識経験者	阿部 昌樹	大阪市立大学大学院法学研究科
副会長		久 隆浩	近畿大学総合社会学部
副会長	市内公共の団体	藤木 祐輔	吹田市自治会連合協議会
委員		由佐 満雄	吹田市社会福祉協議会
委員		上茶谷 亀三	吹田市青少年対策委員会連絡協議会
委員		小川 章正	吹田市体育振興連絡協議会
委員	公募市民	尾浦 芙久子	
委員		片岡 誠	
委員		阪本 ひとみ	
委員	市民部長	小西 義人	(在任期間) 4月1日～9月30日
		高田 徳也	10月1日～

(仮称) 吹田市地域委員会研究会設置要領

(目的)

第1条 住民自らが地域の課題を解決する新たな組織としての(仮称)吹田市地域委員会に関して、必要な意見又は助言を聴取するため、(仮称)吹田市地域委員会研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 (仮称)吹田市地域委員会研究会において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) (仮称)吹田市地域委員会モデル実施(次号において「モデル実施」という。)に関する事項
- (2) モデル実施の検証に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 研究会は、委員10名以内をもって構成する。

2 研究会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 市内の公共的団体の代表者 4名以内
- (3) 公募市民 3名以内
- (4) 市民部長

3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前任者の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長2名を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、研究会の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(公開)

第7条 研究会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、市民部市民自治推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、研究会の構成及び運営に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年7月29日から施行する。
(平成26年5月1日に選任した委員の任期の特例)
- 2 平成26年5月1日に選任した委員の任期に係る第3条第3項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「2年11月」とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

吹田市自治基本条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- （2）参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- （3）協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- （4）執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （5）市 議会及び執行機関をいいます。

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則

（市民自治の基本理念）

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

- （1）市民は、等しく尊重されること。
- （2）市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- （3）市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

（市民自治の運営原則）

第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。

- （1）情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- （2）市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。
- （3）協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。

第3章 市民の権利、責務等

（市民の権利）

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

(1) 市政に関する情報を知ること。

(2) 市政に参画すること。

(市民の責務)

第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。

(1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。

(2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

(事業者の社会的責任)

第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。

第8章 コミュニティの尊重等

第24条 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

第10章 市民自治推進委員会

第30条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。

3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 委員会は、委員8人以内で組織します。

5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、1回に限り再任されることができません。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(お問い合わせ先)

吹田市市民部市民自治推進室

住 所 : 〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL : 06-6384-2139

FAX : 06-6385-8300

E-mail : ks_jichi@city.suita.osaka.jp